

医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算に関する掲示

■医療DX推進体制整備加算について

令和6年度の診療報酬改定に伴い、医療DX推進体制整備加算が新設されました。

初診時に月1回に限り8点を算定いたします。

当院は医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しております。

- 1) 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です
- 2) マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です
- 3) 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施している保険医療機関です※今後導入予定です

■医療情報取得加算について

令和6年度の診療報酬改定に伴い、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」から「医療情報取得加算」へと名称が変更されました。

下記の点数を算定いたします。

初診		
対象者	加算	点数
マイナ保険証を利用されない方	医療情報取得加算	3点
マイナ保険証を利用された方／診療情報取得にご承諾いただいた場合	医療情報取得加算	1点

再診		
対象者	加算	点数
マイナ保険証を利用されない方	医療情報取得加算	2点
マイナ保険証を利用された方／診療情報取得にご承諾いただいた場合	医療情報取得加算	1点

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い診療提供を目指しております。

- 1) オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 2) 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います

【お問い合わせ】

Dクリニック東京ウェルネス

TEL:03-6665-0502